

各位

## 「電子交換所」設立に伴うお手続きについて

株式会社 七十七銀行

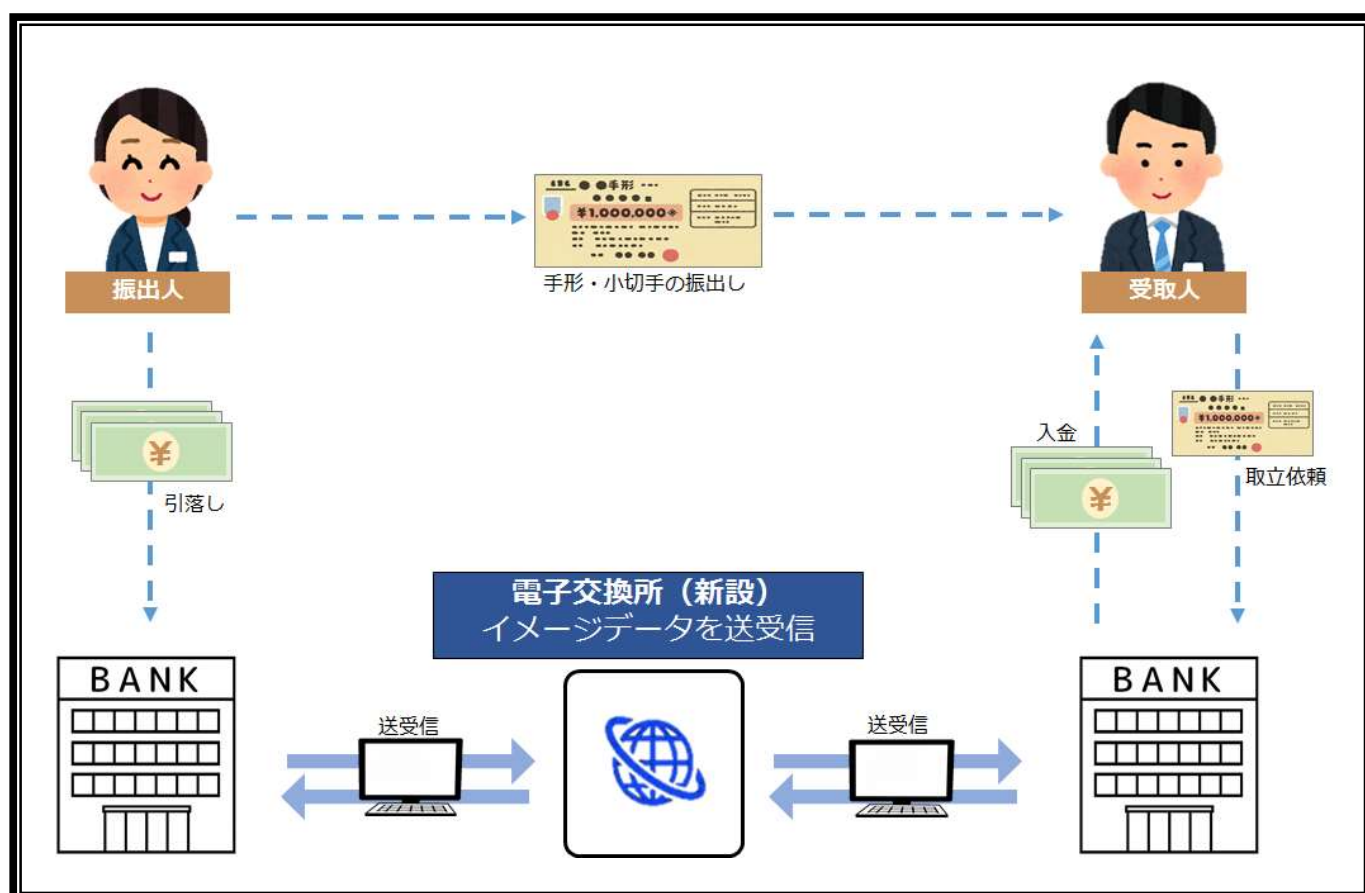
### 電子交換所による手形・小切手の交換決済が開始されます

全国銀行協会は、これまで各地の手形交換所において実施してきた手形・小切手の交換方法を「現物交換」から「電子交換」に移行するため、2022年11月に「電子交換所」を設立します。

現在は人手を介して手形・小切手を搬送しておりましたが、「電子交換所」ではイメージデータの送受信により手形・小切手の交換業務を実施します。

なお、電子化の対象は金融機関間の交換業務に限られますので、**お客さまは従来と同様に手形・小切手を発行することができ、現物のまま取立を依頼することができます。また、お客さまが現在お持ちの手形・小切手用紙につきましても、引き続きご利用いただくことが可能です。**

### 電子交換所のイメージ



## お客さまにご留意いただきたい事項

### 手形・小切手のご記入方法等

電子交換所では手形・小切手の券面をスキャナ等で読み取り、イメージデータ化したうえで電子交換所との送受信を行います。

手形・小切手の券面に記載された金額等の各種情報を正確に読み取る必要がありますので、お客さまにおかれましては以下の事項に十分なご配慮をお願いします。

金額等の必要事項の読み取りができない場合、決済をせずにそのまま取立依頼人にご返却させていただくこともございますので、あらかじめご了承ください。

#### 1. 各項目のご記入方法

金  
額

- 金額の偽造や改ざん、誤記等の防止のため、金額の手書きは避け、チェックライターや手形発行機等をご使用ください。
- 所定欄からはみ出さないようにご記入ください。

【アラビア数字（算用数字、1、2、3…）でご記入の場合】

- ✓ 手書き記入はせず、チェックライター等をご使用ください。
- ✓ 金額の頭部に「¥」を、その終わりには「※」「★」等の終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
- ✓ チェックライターのインクが十分でない場合、イメージデータの金額の読み取りができない場合がございますので、インクの濃さの確認をお願いいたします。また、チェックライターの経年劣化等により印字が不鮮明な場合は、更新をご検討ください。

【漢数字でご記入の場合】

- ✓ 文字間をつめてご記入いただき、下表の漢数字のみご利用ください。
- ✓ 崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- ✓ 金額の頭部に「金」を、その終わりには「円」を記入してください。

#### ●電子交換所で読み取ることのできる漢数字

|     | 1 |   |   |   | 2  |   |     |   | 3 |       | 4 |   |        | 5 |   | 6 |   | 7 |   |   |
|-----|---|---|---|---|----|---|-----|---|---|-------|---|---|--------|---|---|---|---|---|---|---|
| 漢数字 | 壹 | 弍 | 弍 | 弍 | 貳  | 貳 | 貳   | 貳 | 參 | 參     | 四 | 泗 | 肆      | 五 | 伍 | 六 | 陸 | 七 | 漆 | 質 |
|     | 8 |   | 9 |   | 10 |   | 100 |   |   | 1,000 |   |   | 10,000 |   |   |   |   |   |   |   |
| 漢数字 | 八 | 捌 | 九 | 玖 | 拾  | 什 | 百   | 陌 | 佰 | 千     | 仟 | 阡 | 万      | 萬 |   |   |   |   |   |   |

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

#### ●崩し字の例

|    |     |
|----|-----|
| ○  | ×   |
| 伍  | 伍   |
| 楷書 | 崩し字 |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 振<br>出<br>日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 和暦にて日付印や消しにくい筆記具を使用して記入してください。</li> <li>➤ 日付印がかすれたり不鮮明な場合は加筆等をしないで、二条線で抹消し届出印をなつ印のうえ、日付印を押し直してください。手書きの場合も同様をお願いします。</li> </ul>                                                                                          |
| 記<br>名<br>印 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 届出の記名印を所定の箇所に、鮮明に印字してください。</li> <li>➤ 記名印にゴミ等がついた場合は、取り除いてから印字してください。</li> <li>➤ インクは濃すぎても薄すぎても不鮮明になりますので、試し押しなどして鮮明に印字してください。</li> <li>➤ 記名印が経年劣化等で、磨滅や破損により鮮明に印字できない場合は、記名印を作り直すなどして記名印変更の届出を提出してください。</li> </ul>      |
| 届<br>出<br>印 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 届出の印鑑を記名印の右側に、記名印と重ならないようになつ印してください。</li> <li>➤ 印鑑は朱肉やゴミ等が溜まりやすいので、定期的に汚れを取り除いて使用してください。</li> <li>➤ 印鑑は朱肉が濃すぎても薄すぎても不鮮明になりますので、試し押しなどをして常に鮮明になつ印するようにしてください。</li> <li>➤ 不鮮明等により印鑑を押し直す場合は、不要な印鑑は二条線で抹消してください。</li> </ul> |

## 2. 訂正方法

【金額を誤記された場合】

- ✓ 訂正せずに、新しい手形・小切手用紙を使用してください。

【金額以外の記入事項を訂正される場合】

- ✓ 訂正箇所にお届出印をなつ印してください。
- ✓ 訂正の記入やなつ印を、金額欄や銀行名等に重ねないでください。

## 3. 禁止事項

- ✓ 券面余白へのメモ書きは行わないでください。
  - ✓ 文字による複記、補記は行わないでください。
- 例えば、漢数字で記載された金額欄にアラビア数字で金額を手書き記載する、手形・小切手券面の余白に販売した商品名や顧客コードなどの付加情報を記載する、などといった行為はお避けください。

## 電子交換所移行に伴う資金化時限について

### 1. 支払場所が遠隔地の手形・小切手

- ✓ 手形・小切手の支払場所が遠隔地の場合、現在は手形・小切手現物の搬送が必要なため、資金化までに日数を要する場合があります。
- ✓ 電子交換所による手形・小切手の交換開始後は、支払場所が遠隔地の手形・小切手の場合でもイメージデータの送受信により決済が完結するため、**支払呈示（交換呈示）が早まることに伴って資金化できる時限も早まる場合があります。**
- ✓ 一方で、お客さまが**手形・小切手を振り出した場合においては、決済時限が従来より早まることがあります**ので、決済資金は従来どおり支払期日までにご入金願います。
- ✓ なお、当行に対して取立依頼があった手形・小切手の取立代わり金を資金化できる時限は「交換所における交換呈示日（支払期日）の翌営業日14時以降」から変更ございません。原則として**手形期日に資金を引き出すことはできませんので、ご注意願います。**

### 2. 電子交換所を経由しない取立

- ✓ 電子交換所による手形・小切手の交換開始後は、原則としてすべての手形・小切手は電子交換所を経由して決済されることとなります。
- ✓ しかしながら、以下のいずれかに該当する場合、電子交換所を経由することができませんので、個別に取立を承ります。詳細につきましてはお取引店までお問い合わせください。
  - 電子交換所に交換呈示することができない一部証券類（預金通帳など）の取立を行う場合
  - 手形・小切手の支払場所となる金融機関が電子交換所に参加していない場合（ただし、電子交換所不参加の金融機関は、きわめて少数になると見込まれます。）
  - その他何らかの事情により個別の取立が必要となる場合

## その他のお知らせ

### 1. 当座勘定規定の改定について

電子交換所の決済開始日である2022年11月4日（金）より、当座勘定規定を改定いたします。なお、改定後の規定はすでに当座勘定をご利用のお客さまにも適用されます。

当座勘定規定とともに、「約束手形用法」「為替手形用法」「小切手用法」についても改定いたします。各種用法の改定日も2022年11月4日（金）といたしますが、**本ご案内が到着以降、可能な限り速やかに各用法に即した記載をいただきますよう、**お願い申し上げます。

詳しくは別紙「当座勘定規定の改定箇所」をご覧ください。

### 2. 代金取立手数料の改定について

電子交換所での決済開始に伴い、代金取立手数料の改定を予定しています。詳細につきましては後日、当行ホームページ等でお知らせいたします。

### 3. 紙の手形・小切手の保管について

手形・小切手の現物については、お支払い後、取立依頼人のお取引銀行において3カ月間保管されます。偽造・変造が疑われるなど現物の確認が必要となる場合には、速やかにお取引店にお申し出ください。

### 4. 電子的な決済手段への移行について

金融界では、政府において閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向け、政府や産業界と連携を図りながら、2026年度末までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続きの省力化や各種管理コストの削減等、発行側・受取側の双方にあります。

お客さまにおかれましても、「<七十七>でんさい」のご利用や「法人・個人事業者向けインターネットバンキング」を利用した振込といった電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以 上

本件に関するお問い合わせは、お取引のある当行本支店の窓口までお願いします。

(別紙)

## 当座勘定規定の改正箇所

(下線部改正)

| 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第 7 条 (手形、小切手の支払)</b><br>① (省略)<br><br>② (省略)                                                                                                                                                                                                                                                          | <b>第 7 条 (手形、小切手の支払)</b><br>① (省略)<br>② <u>前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること (その旨について書面の交付を求めることを含みます) があります。</u><br>③ (項番号繰下げ)                                                                                                                                                                                                                                        |
| <b>第 8 条 (手形、小切手用紙)</b><br>①～③ (省略)<br><br>④ (省略)                                                                                                                                                                                                                                                         | <b>第 8 条 (手形、小切手用紙)</b><br>①～③ (省略)<br>④ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u><br>⑤ (項番号繰下げ)<br>⑥ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 カ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u><br>⑦ <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u>                                     |
| <b>第 16 条 (印鑑照合等)</b><br>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影 (または署名) を、届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。<br><br>② 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。<br><br>③ (省略) | <b>第 16 条 (印鑑照合等)</b><br>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)</u> を、届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。<br>② 手形、小切手として使用された用紙 <u>(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)</u> を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。<br>③ (省略) |
| <b>第 28 条 (個人信用情報センターへの登録)</b><br>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに 5 年間 (ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 か月間) 登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。<br>1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。<br>2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。                                    | <u>(本条削除)</u><br><br>(次条以降はそれぞれ条番号を繰上げ)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

## 約束手形用法

1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。  
 (2) 金額はアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェッカーライナーを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。  
 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、次頁の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。  
 (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。
6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。
7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。
8. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。
9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

### ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

|       | 1 |   |   | 2 |   |    | 3 |     | 4 |   |       | 5 |   | 6      |   | 7 |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|----|---|-----|---|---|-------|---|---|--------|---|---|---|---|---|
| 漢 数 字 | 壹 | 壺 | 弍 | 弍 | 弍 | 貳  | 貳 | 參   | 參 | 四 | 泗     | 肆 | 五 | 伍      | 六 | 陸 | 七 | 漆 | 質 |
|       | 8 |   |   | 9 |   | 10 |   | 100 |   |   | 1,000 |   |   | 10,000 |   |   |   |   |   |
| 漢 数 字 | 八 | 捌 |   | 九 | 玖 | 拾  | 仕 | 百   | 陌 | 佰 | 千     | 仟 | 阡 | 万      | 萬 |   |   |   |   |

〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上記以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

**当座勘定規定の全文および為替手形用法・小切手用法をご覧になりたいお客さまは、恐れ入りますがお取引店までお申し付けください。**

以 上

# 「電子交換所」を設立します



## ご案内3つのポイント

POINT

1



お客さまの手続方法等の変更は  
ございません。従来どおり、金融機関に  
おいて取立依頼を行っていただけます。

POINT

2



すでにお持ちの手形・小切手も  
引き続き利用可能ですので  
ご安心ください。

POINT

3



2026年度までの全面的な電子化に向けて、  
電子記録債権・インターネットバンキング等  
の決済手段への移行をご検討ください。



電子化することで、  
こんなに利便性が向上します！

- ✓ 災害にも強固な決済インフラに  
万一の災害時に搬送できないリスクを削減します。
- ✓ 遠隔地の取立における時間短縮

※取引先の金融機関の遠隔地取立等のお取扱いが変更となる場合があります。詳しくはお取引先の金融機関にお問い合わせください。

紙の手形・小切手から  
電子的な決済手段への移行  
をご検討ください！

2026年度までの  
全面的な電子化を目指します

決済手段の電子化は、昨今の環  
境配慮やテレワーク対応に向け  
た社会的意義を持つとともに、  
企業・金融機関の業務効率化に  
貢献します。

金融界は、政府で閣議決定され  
た約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化  
に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度ま  
でに手形・小切手の全面的な電子化を目指します。



電子記録債権・  
インターネットバンキングのご検討を！

電子化のメリットは、手形・小切  
手をはじめとする書面・押印・対  
面手続の省力化や管理コストの  
削減など、支払側と受取側双方  
にあります。お客さまにおかれ  
ましても、電子記録債権の利用およびインターネット  
バンキングからの振込といった電子的決済手段への  
移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。



一般社団法人  
全国銀行協会

ご確認  
ください



手形の交換方法を電子化する

「電子交換所」  
設立のご案内



2022年11月から、  
手形の交換方法が変わります

手形交換所の電子化に関する大切なお知らせです。  
ぜひ、ご一読ください。



一般社団法人  
全国銀行協会

# 電子データで手形交換を行うことで、より早く、より安全な手形の決済が可能になります

全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所の電子化を行います。これに伴い、電子データで手形の交換を行う電子交換所を2022年11月に設立いたします。

電子交換所の決済開始時期

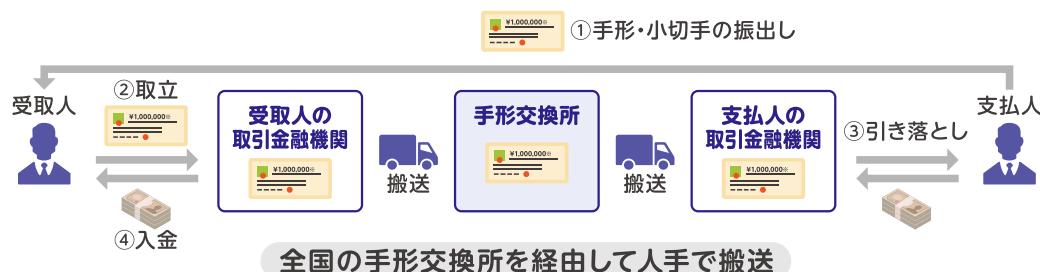
2022年11月予定



## 電子交換所により、手形交換の方法が変わります！

今までは人手を介して搬送していた手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。

手形交換所における交換  
(従来)



電子交換所における交換



## 用紙や記入方法 などはどう変わるの？



「統一手形用紙の変更」と「手形・小切手への記入に関わるご注意」がございます。

### ① 統一手形用紙の変更

金融機関によっては、  
QRコード付きの  
手形・小切手用紙に  
変更となる場合があります。



### ② 電子化後の記入注意事項

- 手形券面へのメモ書き禁止
- 金額欄への捺印禁止
- 必ず楷書で記入 など



### ③ 手形・小切手は3か月間保管

- 紙の手形・小切手は、お支払い後、受取人の取引金融機関(取立金融機関)で3か月間保管されます。
- 偽造・変造が疑われる場合などは、速やかに取引金融機関にご連絡ください。



※その他の変更点については、当座勘定規定および手形(小切手)用法の改定がございますので取引先の金融機関にご確認ください。